## 小樽市健康増進計画評価会議設置要綱 (旧)

制 定 平成27年5月20日

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づく健康増進 計画として策定した小樽市健康増進計画「第2次健康おたる21」の進行管理のため、 小樽市健康増進計画評価会議(以下「評価会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 評価会議は、次に揚げる事項について協議等を行う。
  - (1) 小樽市健康増進計画「第2次健康おたる21」の各種事業の評価に関すること。
  - (2) 小樽市健康増進計画「第2次健康おたる21」の進行管理に関すること。

(組織)

- 第3条 評価会議は、15人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 医療団体の推薦を受けた者
  - (2) 経済団体の推薦を受けた者
  - (3) 地域団体の推薦を受けた者
  - (4) 健康づくりに関し学識経験を有する者
  - (5) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 評価会議に会長及び副会長を置き、それぞれの委員の互選によりこれらを定める。
- 2 会長は、評価会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理 する。

(会議)

- 第6条 評価会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員(議長である委員を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の会議への出席)

第7条 評価会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その 意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 評価会議の庶務は、保健所において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、会長が評価会議に 諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する